

島根県提出資料

令和5年1月11日
成育医療等協議会

健やか親子しまね計画

「すべての親と子が健やかに暮らせる社会」

重点課題② 「妊娠期からの児童虐待防止対策」

- 児童虐待のない地域づくりの推進

重点課題① 「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」

- 親と子どもの多様性を尊重し、それを支える地域づくりの推進

基盤課題A

「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策と不妊への支援」

- 情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の充実
- 多機関連携による妊娠期からの切れ目のない支援体制を構築

基盤課題B

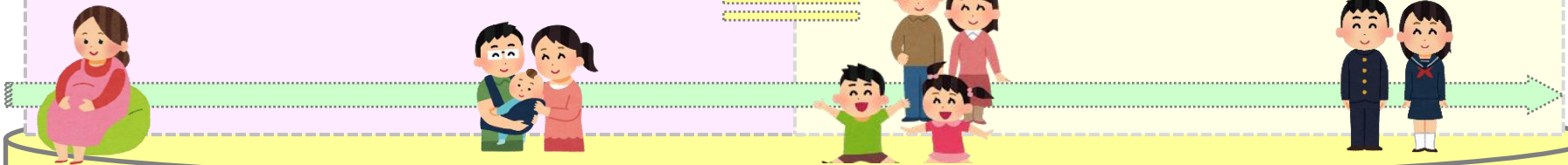
「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」

- 次世代の健康を支える社会の実現に向けた取り組みの推進

子育て・
健康支援

基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- 妊産婦や子どもの成長を見守り親子を孤立させない地域づくりの推進



母子保健の推進体制

【市町村】身近な母子保健サービスの提供

- 各種手続き:妊娠届出受理、母子健康手帳交付、出生届出受理など
- 医療費負担軽減:乳幼児医療費、未熟児養育医給付、育成医療給付、一般不妊治療費助成など
- 訪問指導:妊産婦訪問、新生児訪問、未熟児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問など
- 教室活動:母親・両親学級、離乳食教室など
- 健康診査:妊婦健康診査、乳幼児健康診、発達クリニック
- 相談事業:育児相談、栄養相談、乳幼児発達相談など
- 予防接種
等

子育て世代包括
支援センター

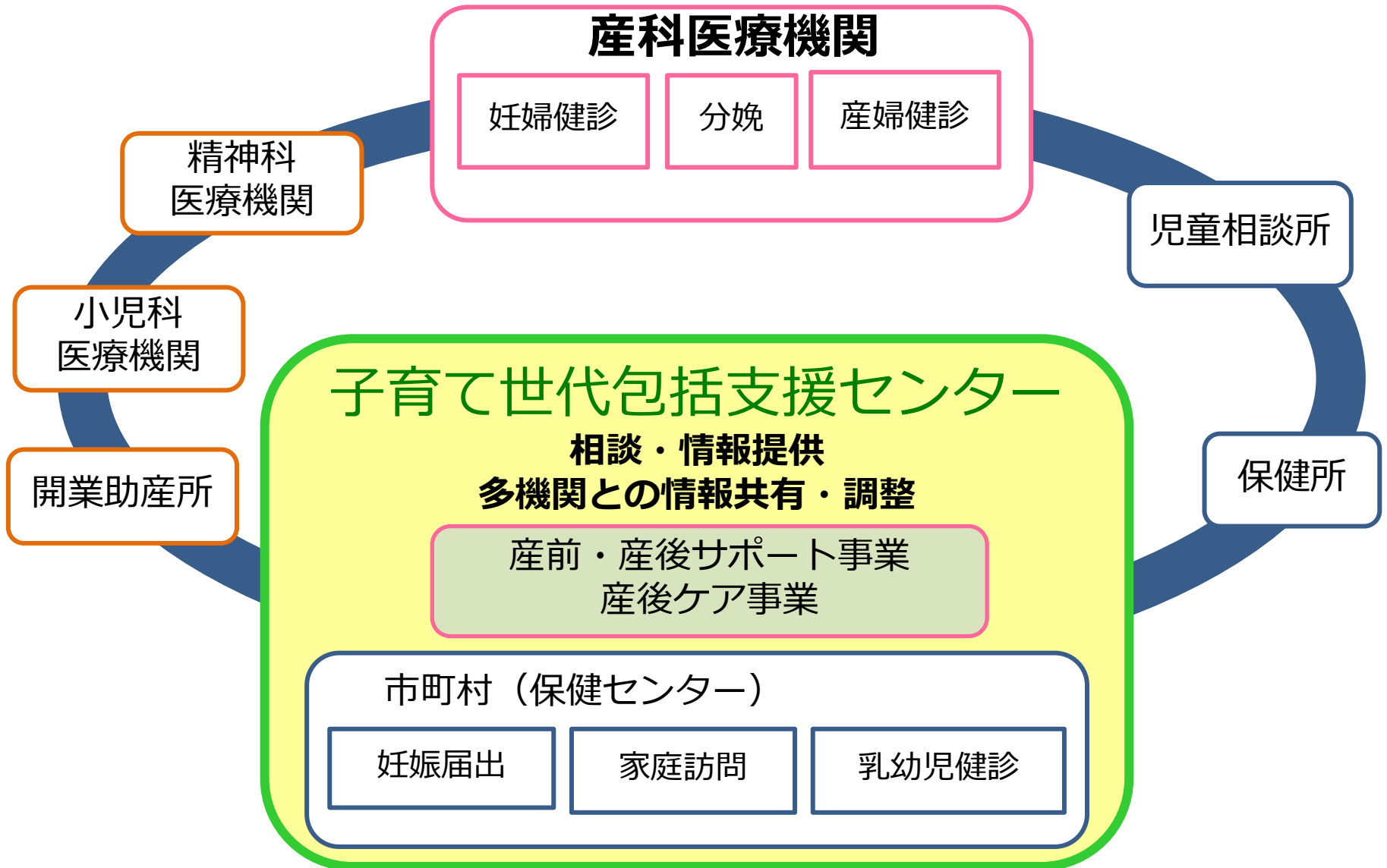
【県保健所】専門的母子保健サービスの提供・広域調整

- 母子保健推進協議会・圏域周産期医療連絡会等を中心とした広域的な母子保健体制の整備
- 市町村に対し技術支援・情報提供・分析・評価等の支援
- 地域における長期療養児ネットワークの構築・推進
- 慢性疾病児童等長期療養児の生活・自立支援
- 生涯を通じた女性の健康支援(思春期・成熟期・更年期)
- 医療費負担軽減:小児慢性特定疾病医療費助成、不妊治療費助成等

【県庁母子保健担当課】母子保健の体制整備

- 全県的母子保健体制の整備・推進・施策立案(社会福祉審議会母子保健部会、周産期医療協議会等)
- 関係機関のネットワークの構築・調整機能
- 全県的な母子保健の分析・評価・情報提供
- 市町村や保健所の機能向上に向けた研修、人材育成
- 検査・相談・医療費助成等の体制確保

多職種・多機関連携による妊産婦支援



島根県における取組の標準化①

【目的】

①養育支援の必要な家庭に対し多機関と連携した早期からの支援体制を構築

②地域における切れ目のない妊娠・出産・育児相談の展開により、育児不安の軽減および児童虐待の未然防止を図る

③乳幼児健康診査未受診児の対応基準を提示し、児童虐待予防及び早期発見の一助とする

保健・医療・福祉の関係機関と連携した育児相談及び支援体制の構築を行う



島根県妊娠期からの育児支援検討会

【目的】

- ①養育支援の必要な家庭に対し多機関と連携した早期からの支援体制を構築する。
- ②地域における切れ目のない妊娠・出産・育児相談の展開により、育児不安の軽減および児童虐待の未然防止を図る。

【メンバー・機関】

産婦人科医師、小児科医師、精神科医師、病院助産師、開業助産師、市町村（母子保健、児童福祉）、保健所、児童相談所、県児童福祉担当課、県母子保健担当課

【実施状況】

- 平成26・27年度：検討会、研修会を開催
保健・医療・福祉の関係機関と連携した育児相談及び支援体制の構築を行うため、「育児相談・支援の手引き」作成
- 平成28・29年度：①「手引き」の周知・普及のための職種別研修会や事例検討会を開催。
②市町村への活動調査の実施
- 平成30年度：検討会、研修会の開催。県・圏域での母子保健関係の会議にて検討。
- 令和元年度：MCMC研修（島根県産婦人科医会、島根県看護協会主催）

多機関連携による妊娠期からの切れ目のない支援

2016 (H28) 年3月 島根県作成手引きから

1. 共通ツールの活用

多職種・多機関と共有化

- ①妊娠確定時アンケート/妊娠届時アンケート
- ②3つの質問票（育児支援チェックリスト、EPDS、赤ちゃんへの気持ち質問票）

2. アセスメントの共通の考え方

さらに支援対象の考え方を整理

- ・望まない妊娠：妊娠したことを本人及びパートナー、家族が心から喜び、出産を待ち望んでいる状態でない者
- ・悩んでいることを打ち明けられる相談相手がいない者
- ・精神症状があり、それによる生活機能障害が生じている者で支援が必要な者
- ・その他

3. 機関連携を図るため

既存の仕組みを活かして
顔の見える関係づくり

- ①保健所主催圏域会議や県主催会議
- ②個別支援検討会

4. 支援が必要な人ほど、支援へアクセスしない

- ①顔の見える関係者のネットワーク
- ②医療機関等からの特定妊婦の同意なしの情報提供

(平成28年6月改正 児童福祉法第21条)

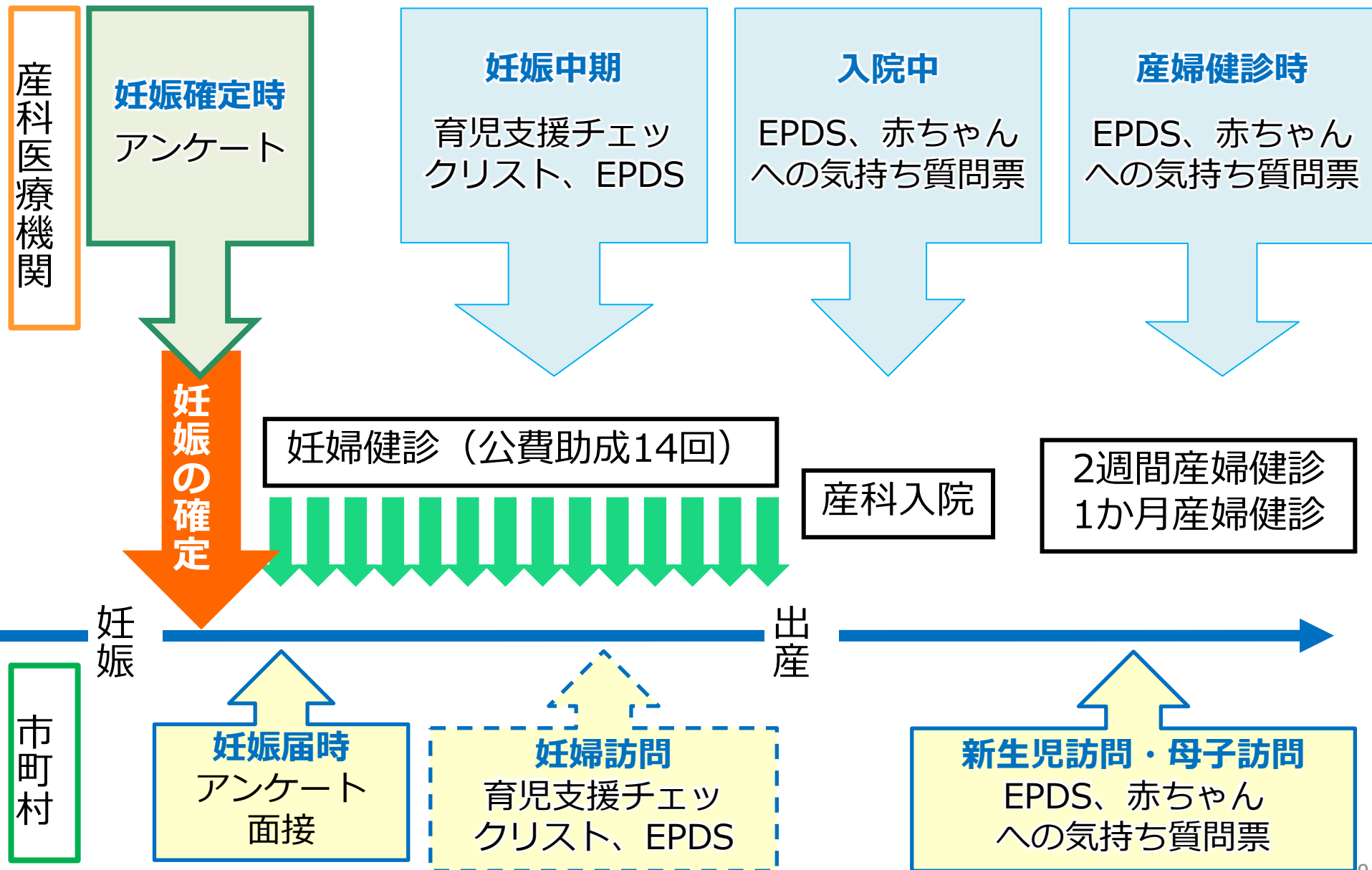
市町村と医療機関が連携する 妊娠期からの支援体制づくり

- 産科医療機関
 - ・ 妊娠確定時のアンケートの導入
 - ・ 妊娠中から、全妊産褥婦に3つの質問票の実施
 - ・ 1か月児健診のアンケート
- 市町村
 - ・ 妊娠届出時のアンケートを実施し、内容の統一
 - ・ 1歳までの母子訪問対象者すべてに3つの質問票の実施
- 医療機関（産科、精神科、小児科）と市町村の情報共有と連携の充実

3つの質問票を活用した 包括的な育児支援

- I 育児支援チェックリスト
- II エジンバラ産後うつ病質問票
- III 赤ちゃんへの気持ち質問票

アンケート・質問票の活用と連携



島根県における取組の標準化②

【目的】

- ①乳幼児健診の標準的な内容を示すもの
- ②発達障がいの早期発見のための項目及び母子保健活動の評価指標の提示

「指導」ではなく、親子に寄り添う「支援」を意識した内容



島根県乳幼児健康診査マニュアル

◆ 「指導」ではなく、親子に寄り添う「支援」を意識した内容

- ① 発達障害：
1歳6か月児：共同注意等の社会性の発達の問診の充実
3歳児：こだわり等の特性に関する多肢選択質問
保護者への結果の伝え方、健診後の支援の考え方等記載
- ② 股関節：開排制限に頼らず、ハイリスク因子（骨盤位、家族歴等）でスクリーニング
- ③ 尿検査：スクリーニング基準と、2次精密での検査内容
- ④ 育児支援：親のメンタルヘルスや育児の負担感に関わる質問
- ⑤ 児童虐待
- ⑥ 健診カンファレンス：健診後の支援方策を評価 等

平成28年4月 本格実施し、平成29年から新集計システムで集計

乳幼児健診で 親のメンタルヘルス 虐待リスクを評価

障害者就業・生活支援センター

大学
専門学校等

一般就労
(企業等)

福祉的就労
(障害福祉サービス事業所)

卒業後



福祉・医療・
労働・教育機
関

高校
中学校
小学校
特別支援学校

就学中



保護者

就学前

保育園

幼稚園

市町村

保健所

保護者

小児科医療機関

妊娠中

市町村



産科科医療機関

妊娠中から
多職種・多機関で
つなげて、実現する
切れ目ない支援

育児困難に対する多面的な理解

母親側の要因


- 母親自身の愛着の障害
- 夫や親族との否定的な関係
- 意図しない妊娠
- 産後うつ病・精神疾患

子どもの側の要因

- 子どもの気質や発達障害
- 双胎・低出生体重児
- その他の新生児異常
- 不安定アタッチメント型

育児環境要因

経済・住環境の問題、サポートや社会交流の乏しさ



母親・子ども・母子関係と、その育児環境のそれぞれに向けた評価と多領域・多面的介入